

中小企業診断士の新規及び更新登録の要件となっている
実務従事の対象拡大について

令和元年 7 月 31 日
中小企業庁経営支援課

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(平成12年通商産業省令第192号)に基づく中小企業診断士の新規及び更新の際の登録要件となっている実務従事の対象は、これまで中小企業支援法(昭和38年法律第147号)で定義されている中小企業者に限られていましたが、本日から下記の要件を満たす、医業又は歯科医業を主たる事業とする法人(医療法人等)、社会福祉法人、特定非営利活動法人(NPO法人)が新たに実務従事の対象として追加されました。

報告様式等については、本ホームページのそれぞれの手続きの項目をご覧ください。

記

継続的に収益事業を行う以下の法人

法 人 名	常時使用する従業員の数 (以下「従業員数」という。)
①医業又は歯科医業を主たる事業とする法人	従業員数300人以下
②社会福祉法人(①を除く)	従業員数100人以下
③特定非営利活動法人(①を除く) ただし	従業員数300人以下
・小売業を主たる事業とするもの	従業員数50人以下
・卸売業又はサービス業を主たる事業とするもの	従業員数100人以下

(注)社会福祉法人は、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人。